

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)
成果報告書 (I)

実施機関名 (国立大学法人 愛知教育大学)

1. 問題意識・提案背景

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、発達障害の可能性のある児童生徒への指導や支援の一層の充実が求められている。とりわけ、通常学級の各教科等の授業を行う学級担任や教科担任が、児童生徒一人一人の学習上のつまずきの把握し、効果的な指導法を工夫するために必要な知識や技能を身に付けることが重要である。

愛知県内(名古屋市を含む)の公立の小・中学校においては、特別支援学級並びに通級による指導を受ける児童生徒数が増加し、障害のある児童生徒に対する指導と支援の充実が重要な教育課題となっている。特に、通級による指導を受ける児童生徒数は 4,557 人(平成 29 年 5 月 1 日現在/文部科学省調査(平成 31 年 3 月公表))、このうち、自閉症、学習障害並びに注意欠陥多動性障害による通級による指導を受ける児童生徒数は 2,659 人に達し、発達障害のある児童生徒に対する指導と支援の充実が求められている。

また、近年、県・市町村教育委員会の取組みにより、通級による指導の際の「障害に応じた特別な指導」については、一定の指導実践を重ねるとともに、通級担当教員に対する研修等も行われ、通級担当教員の指導力の向上が図られてきている。通常学級における各教科等の指導は、当然ながら通級による指導との連携が図られるべきであるが、この点に関する学級担任や教科担任の力量形成の基盤を形成するためにも、各教科等の指導の基礎を学ぶ養成段階においても、何らかの連携が図られて然るべきであろう。

こうしたことから、本学では、大学の教員養成課程として、学校現場での実践に基づく教授法を開発し、教員養成カリキュラムに盛り込み、将来の小・中学校の教員として必要な実践力を備えた人材を養成することが責務であると捉えた。

2. 目的・目標

発達障害による学習上の課題を抱える児童生徒に対して、各教科等における主体的・協働的で深い学びの場面において、一人一人の障害の状態や学習上のつまずき等に応じた効果的な指導法を工夫できる、実践力を備えた教員を育成することを目的とした。

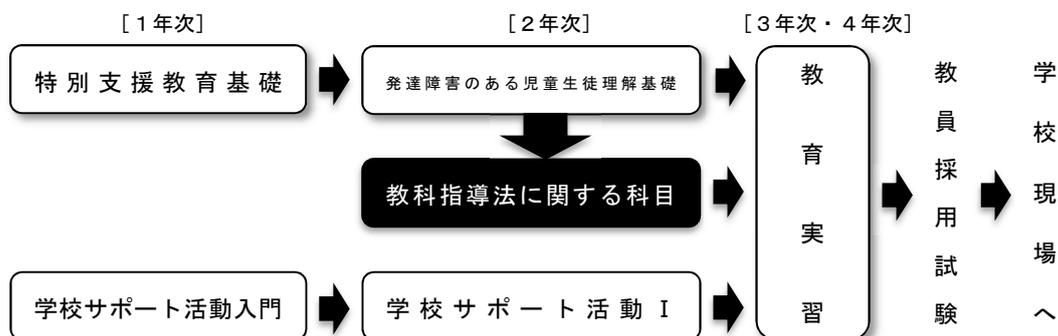
このため、小・中学校現場における実践成果を基に、各教科の学習上のつまずくポイントを整理するとともに、これらの指導を実践するために必要な、児童生徒の特定の困難さの把握、個別の指導計画の立案、指導と評価の工夫などの理解を図る教材を開発するなど、大学における教員養成課程における教授法の開発を目標とした。

3. 主な成果

本学においては、教員免許の取得に必要な「教科指導法に関する科目」、「教育実習」や「学校体験活動」、「特別支援教育基礎」のほか、平成 30 年度から大学独自に「発達障害児童生徒理解基礎」を新たに必修科目として実施するなど、体系的なカリキュラムを通して、実践力

を備えた教員育成に取り組んでいる。

<愛知教育大学の取組（イメージ）>



こうした取組を踏まえ、発達障害の児童生徒に対する指導・支援に関する学生の理解度を踏まえつつ、「教科指導法に関する科目」における効果的な教授法を開発し、その成果を同科目で活用する教材として具現化し、次年度に、同科目で実際に活用することを目指した。

（１）学生の実態把握～発達障害のある児童生徒に対する指導・支援方法に関する理解～

平成 30 年度前期に新たに開講した「発達障害のある児童生徒理解基礎」（全学必修、2 年対象、2 単位）では、発達障害のある児童生徒の現状の理解を図り、学校現場で発達障害のある児童生徒にどのように対応するかを具体的に学んでいる。具体的には、「特別支援教育基礎」（全学必修、1 年対象、2 単位）で学習した障害に関する基本的な知識を踏まえ、発達障害のある児童生徒のどのような特性によりどのようなニーズが生まれるのか、さらには、それらに対する教育現場における具体的な支援方法について学びつつ、発達障害のある児童生徒が抱える困難さやニーズについて理解を深め、自分なりに支援方法を考えることを目標としている。また、同科目では、学校現場で発達障害のある児童生徒への指導に従事してきた校長等経験者をゲストティーチャーとして招き、事例を基に、グループワークを行い、学びを深めている。

「発達障害のある児童生徒理解基礎」の主な授業内容（シラバスからの抜粋）

- 子どもに学ぶ—発達障害児の理解と支援—
- 発達障害児への対応と保護者との連携
- 小・中学校通級指導事例—自尊感情を高めるリフレーミングの実際—
- 発達障害児等支援・指導検討会並びに特別支援学校のセンター的機能による巡回相談の事例から考える—小学校編—、—中学校編—
- 発達障害児の思春期の課題
- 発達障害と愛着障害の実態
- 子どもに学ぶ—発達を促す指導—
- 発達障害を抱えている人への対応と、教師としての意識
- 特性に応じた 12 の支援ポイント—チーム連携の実際—
- 二次障害と、その対応

同科目を履修した学生を対象に行った授業アンケートでは、「発達障害のある児童生徒に対する教育の目的や意義」、「直面している困難さや支援ニーズの違いといった、発達障害の多

様性」や「発達障害のある児童生徒に対する指導・支援の方法」などについて理解が深まったと回答した学生の割合（「大いにそう思う」及び「ある程度そう思う」）がいずれも 85%以上であった。

「発達障害のある児童生徒理解基礎」授業アンケート

- * 対象：学部2年生（休学者を除く）
- * 授業期間：平成30年4月9日から8月6日
- * 調査方法：紙媒体で実施（授業最終回）
- * 回答：88.5%（918名中812名回答）

(人)

質問	大いに そう 思う	ある 程度 そ う 思う	あ ま り そ う 思 わ な い	全 く そ う 思 わ な い
I 発達障害のある児童生徒に対する教育の目的や意義について理解することができたと思いますか。	217 27%	563 69%	29 4%	3 0%
II 直面している困難さや支援のニーズの違いといった、発達障害の多様性に関する理解は深まったと思いますか。	232 29%	545 67%	32 4%	3 0%
III 発達障害のある児童生徒に対する指導・支援について理解することができたと思いますか。	195 24%	561 69%	53 7%	3 0%
IV この学びは学校サポート活動Iに活かすことができると思いますか。（既に学校サポート活動を行っている場合は、活かすことができましたか。）	185 23%	511 63%	108 13%	8 1%
V この学びは将来の仕事に活かすことができると思いますか。	265 33%	483 59%	59 7%	5 1%

(2) 学校現場の実情把握～発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導事例の考察

本学は、研究テーマの「② 教員養成課程等における教科の学習上のつまずくポイントに対する指導に関する教授法の開発」を選択しているが、実際の学校現場の実態や指導実践に基づく教授法を開発するため、名古屋市教育委員会の協力を得て、名古屋市内の通級指導教室を持つ小・中学校（計5校）を各校2～5回程度訪問し、小・中学校での指導実践を基に、研究（教授法の開発等）に取り組んだ。

この協力体制の下で、授業の参観と振り返り、教員（教科担任、学級担任及び通級担当教員）との意見交換などを通して、小・中学校における、発達障害の可能性のある児童生徒の実態や学校現場の課題などを把握することができた。

発達障害の可能性のある児童生徒の実態として、診断による障害の種類だけではなく、学習上の困難さが児童生徒一人一人異なり、また、保護者が児童生徒の障害を受容せず、学校に対して特別な支援を求めない場合もあるなど、極めて多様な態様を示している。

今日、殆どの学校や学級に、発達障害の可能性のある児童生徒が在籍していると考えられているが、殆どの小・中学校で、各教科等の授業における発達障害の可能性のある児童生徒に対する効果的な指導を工夫しようとする取組みはまだ緒についたばかりである。

さらに、学校現場では、教員の働き方改革や、特に、新学習指導要領に基づく授業改善の視点である、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて鋭意取り組んでいるところであり、数多くの教育課題に取り組むことが極めて困難な状況にある。

こうした中で、協力を得た小・中学校では、学級担任や教科担任と通級指導教員が連携し、各教科における学習上の困難さを「通級指導教室」において改善・克服する指導を行い、こ

これらの指導を踏まえて、各教科の授業において、「個別の指導計画」を立案し、児童生徒一人一人の学習上の困難さに応じた指導の工夫を実践している。

特に注目した点として、障害のある児童生徒に対して、学級集団とは異なる内容や活動を導入する方法が実践されることが多い中で、可能な限り、他の児童生徒と同じ教育課題に取り組み、児童生徒同士の関わり合う学習活動を積極的に取り入れ、効果をあげている点であった。

例えば、集中することが難しい児童や他の児童とコミュニケーションをとることが難しい児童に対して、他の児童生徒の前で発表させる機会を設け、授業の課題に集中させたり、他の児童生徒からの評価を受けて、自信を持たせたり、他の児童生徒との一体感を感じさせたりしていた。

今日、通常学級の授業では、ティームティーチングや補助教員を配置しない限り、障害のある児童生徒に個別指導することは困難である。言うまでもなく、障害のある児童生徒も含めて、全ての児童生徒に十分な学びを保障していくことが大前提であり、学級集団の中で、児童生徒に目配りしながら、教師が声掛けをしたり、児童生徒同士が支え合ったりするなど、「通常の学級で、障害のない児童生徒とともに学ぶ視点」が重要である。本事業では、そうした視点を取り入れた協力校における授業実践を参考にして、下記（3）の教材の作成（具体的な指導の工夫を盛り込んだ指導略案の作成）に取り組んだ。

（3）教授法の開発、教材の作成

本事業では、（1）及び（2）を踏まえ、「教科指導法に関する科目」において、当該教科における、障害のある児童生徒に対する指導を取り上げることを目指している。各大学の教員養成課程において開講されている「教科指導法に関する科目」においては、一般的に、教育職員免許法改正で作成されたコアカリキュラムに示された内容を網羅しつつ、障害のある児童生徒に対する指導も取り上げることが、「教科指導法に関する科目」の時間的な制約がある。したがって、指導内容を精選し、効果的な教授法を開発していくことが絶対条件である。

こうしたことから、教授法の開発に当たっては、特に、「学習上の困難さの把握、個別の指導計画の立案、通級指導との連携」と「〇〇科における学習上の困難さの例〔発達障害の特性に応じた学習上の困難さ〕」を重点的に取り上げることとし、教材の開発を行った（詳細は「4 取組内容」の（4）で後述）。

作成した教材については、今年度の一部の「教科指導法に関する科目」の授業の中でも紹介したが、来年度の「教科指導法に関する科目」において本格的に活用し、学生のアンケートや教員の自己評価などをもとに、改善・充実を図る予定である。

（4）デジタル教材の活用についての検討

近年、デジタル教材の開発が進展し、発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導の場面で効果的に活用された事例が増えてきている。現在は、主に「通級による指導」（障害に応じた指導）における活用が進展してきているが、今後、「通級による指導」に留まらず、各教科の授業の中でも活用することが期待されている。

こうしたことから、通常学級の各教科の授業での活用の可能性を探り、次年度におけるこれらの活用に関する教授法の開発に資するよう、本年度はデジタル教材の機能等を整理した。また、本年度作成したパンフレット教材の中でも、授業場面でのタブレット端末をはじめと

するデジタル教材の活用について紹介した。

<障害の特性に応じたデジタル教材の機能>

障害の特性	デジタル教材の機能
言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわり、不器用	意思伝達 ・コミュニケーションカードを組み合わせた文章作成アプリ ・視覚支援シンボル集 など 協働学習 ・シンキングツール、プレゼンテーションなど学習支援アプリ など
「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手	情報保障 ・DAISY再生アプリ ・教材作成支援アプリ など 思考ツール ・マインドマップ など 教科の補充学習 ・漢字筆順学習アプリ など
不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）	スケジュール管理 ・コミュニケーションカード（音声＋絵）を使ったスケジュール管理 ・残り時間を視覚的に表示するアプリ ・一日の予定や作業手順の理解支援ツール など

4. 取組内容

② 教員養成課程等における教科の学習上のつまずくポイントに対する指導に関する教授法の開発

(1) 対象とした学校種、学年

小学校第4学年、第5学年又は第6学年、中学校第2学年

(2) 教科名

小学校の国語、社会及び体育

中学校の数学及び理科

(3) 対象とした学習上のつまずくポイント

発達障害の特性に応じた学習上の困難さによる、上記の教科における学習上のつまずくポイントを整理する。その際、学習指導要領に示された指導内容や学習課程を考慮し、ポイントの例を取り上げた（(4)の②で後述）。

(4)(3) に対する取組の概要

① 効果的な指導に関する教授法の開発

教授法の開発に当たっては、まず、②で詳述するパンフレット教材の作成を念頭に入れ、次のような、総論と各論（各教科）に大別・整理し、効果的な指導のポイントを紹介することとした。

総論 主な発達障害と各障害の特性及び一般的に配慮するポイント

各教科 国語、社会、算数・数学、理科、体育・保健体育の教科毎に、発達障害の可能性のある児童生徒が抱えがちな学習上の困難の例、障害特性や学習上の困難に対する指導のポイント

上記の総論のうち、一般的に配慮するポイントでは、各教科の指導に共通する、

- ・学習上の困難さに気づき、その原因を把握する
- ・具体的な指導方法や配慮内容を考える
- ・「通級による指導」と連携する

の3つの点について検討し、それぞれ具体例を挙げて、基本的な捉え方を紹介することとした。

各教科の効果的な指導に関する教授法については、各教科における学習上の困難の具体例を俯瞰的に捉えることができ、かつ、特定の困難を抱える児童生徒が在籍する学級における指導の流れを検討し、実践事例を基に作成した指導例を紹介することとした。

その際、各教科の学習上の困難さについて、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学びを実現」する観点からも、各教科等における指導内容や学習活動の中で考えられる困難さを示すことに留意した。

また、従来、障害のある児童生徒に対して、学級集団とは異なる内容や活動を導入する方法が実践されてきたが、「通常の学級で、障害のない児童生徒とともに学ぶ視点」に立ち、児童生徒同士の関わりを重視する学習活動を強調した。

なお、発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導方法を検討する際に、障害種に対する一面的な捉え方や一律の指導内容や指導方法を導入するのではなく、発達障害は多様であることを前提に、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な指導内容や指導方法を工夫できるよう、代表的な3つの困難さの特性を示すこととした。

- 言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわり、不器用
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手
- 不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

上記の障害の特性のほか、例えば、本人の意思と無関係に体が動き、声が出てしまう〔トゥレット症候群〕、声がつまり、言葉が連なったり、出なかつたりする〔吃音（症）〕、協調的運動がぎこちない、あるいは全身運動（粗大運動）や微細運動（手先の操作）がとても不器用〔発達性協調運動障害〕なども簡単に紹介することとした。

② 教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する教授法に係る教材・教具の開発

学習上のつまづくポイントに対する指導に関する教材・教具の開発に当たっては、①で開発した教授法に基づき、小・中学校の教員が、学級に在籍する発達障害の可能性のある児童

生徒の障害の特性を把握し、各教科の指導内容や学習活動に応じた、効果的な指導を工夫することができるよう、その手掛かりとなる、パンフレット教材『通常の学級における学習上の困難さに着目した教科指導～発達障害の可能性のある児童生徒に学ぶ～』を作成した。

パンフレット URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/kyo-car/kyoiku/hattatsu/post_19.html



パンフレット教材において、各教科で取り上げた学習上の困難さの例は、各教科の特性を踏まえ整理し、指導例を1例取り上げ、児童生徒の障害特性、学習上の困難さをもとに、指導の略案と指導のポイントを記載した。

ア 国語

国語における学習上の困難さの例は、小学校学習指導要領の内容を基に、次の指導内容、学習活動に整理した。

A 話すこと・聞くこと	話すこと
	聞くこと
	話し合うこと
B 書くこと	記述前
	記述中
	記述後
C 読むこと	説明的な文章
	文学的な文章

指導例では、「パターン化した行動、興味・関心のかたより」と「思いつくままに行動（衝動性）」への指導例（第6学年 物語の世界を想像して書こう）を取り上げ、パターン化した行動、興味・関心のかたよりのたる児童に対しては、考える観点を限定し、ひとつひとつ順番に考え、記述させようにする、などの指導のポイントを紹介した。

イ 社会

社会科における学習上の困難さの例は、小学校学習指導要領の内容を基に、三つの資質能力、学習活動に整理した。

<p>〔第3学年〕</p> <p>(1) 身近な地域や市区町村の様子</p> <p>(2) 地域に見られる生産や販売の仕事</p> <p>(3) 地域の安全を守る働き</p> <p>(4) 市の様子の移り変わり</p> <p>〔第4学年〕</p>	➡	<p>知識・技能</p> <p>地域や国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解する</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------

(1) 都道府県の様子 (2) 人々の健康や生活環境を支える事業 (3) 自然災害から人々を守る活動 (4) 県内の伝統や文化、先人の働き (5) 県内の特色ある地域の様子 〔第5学年〕 (1) 我が国の国土の様子と国民生活 (2) 我が国の農業や水産業における食料生産 (3) 我が国の工業生産 (4) 我が国の産業と情報との関わり (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連 〔第6学年〕 (1) 我が国の政治の働き (2) 我が国の歴史上の主な事象 (3) グローバル化する世界と日本の役割	➡		様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる
		思考力・判断力・表現力等	社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える
			社会に見られる課題を把握する
		学びに向かう力・人間性等	よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする

指導例では、「考えたことや選択・判断したことを適切に表現することが困難な児童」への指導例（第5学年 自動車をつくる工業）を取り上げ、選択・判断をする場面において、なぜ視点を明確にする（1つに絞る）必要があるのかという児童の素朴な疑問を引き出した上で、自動車のCMを見せることで、実際のCMでも視点を1つに絞り、伝える内容を明確にすることで、相手にわかりやすく伝える工夫をしていることを視覚的に実感させる、などの指導のポイントを紹介した。

ウ 数学

数学における学習上の困難さの例は、中学校学習指導要領の内容を基に、次の指導内容、学習活動に整理した。

➡	計算・文章題	数の理解
		計算
		文章題
	図形	図形の理解
		作図
	表・グラフ	表
グラフ		

指導例では、「落ち着きがなく、自分の考えを説明することが苦手な生徒」への指導例（第2学年 式の計算）を取り上げ、選全体発表の場では、教師が言葉を補ったり、スモールステップで確認したりする、などの指導のポイントを紹介した。

エ 理科

理科における学習上の困難さの例は、中学校学習指導要領の内容を基に、三つの資質能

カ、学習活動に整理した。

<p>〔第1分野〕</p> <p>(1) 身近な物理現象</p> <p>(2) 身の回りの物質</p> <p>(3) 電流とその利用</p> <p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>(5) 運動とエネルギー</p> <p>(6) 化学変化とイオン</p> <p>(7) 科学技術と人間</p> <p>〔第2分野〕</p> <p>(1) いろいろな生物とその共通点</p> <p>(2) 大地の成り立ちと変化</p> <p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>(4) 気象とその変化</p> <p>(5) 生命の連続性</p> <p>(6) 地球と宇宙</p> <p>(7) 自然と人間</p>	➡	学びに向かう力・人間性等	協働作業での班員とのかかわり
			自然事象との関わり
			行程の多い作業の遂行
		知識・技能	班員との実験作業内容の確認
			実験に関わる情報の読解、実験結果の数的処理
			計画にそった活動の遂行
		思考力・判断力・表現力等	見通しや考察での論理の形成・伝達
			課題解決や実験活動における解釈・推論
			活動についての俯瞰(全体的)的思考
			自律的な行動の選択・判断

指導例では、「実験の手順や方法を理解し行動することが困難な生徒」への指導例(第2学年 電流と回路)を取り上げ、準備の際、班で与えた役割が妥当か、具体行為で理解しているかを確認する、指差し確認資料を与えて助言しておき、班実験の進行状況に注意する、などの指導のポイントを紹介した。

オ 体育

体育における学習上の困難さの例は、小学校学習指導要領の内容を基に、次の指導内容、学習活動に整理した。

体づくり運動系	関わり合うこと
	すること 知ること
器械系	すること 知ること
	励まし合うこと 補助し合うこと
陸上系	競争すること 勝敗を受け入れること
	伝え合うこと
水泳系	水につかる 息を止めたり吐いたりする もぐること 浮くこと

球技系・武道系	作戦を選ぶこと 他者に伝えること
	行い方を理解すること ゲームすること
ダンス系	他者に伝えること

指導例では、「活動での留意点を覚えておくことや注意を集中させ続けることが困難（不注意）」と「他人との社会的関係の形成の困難さ」への指導例（第4学年 マット運動（頭倒立と壁倒立））を取り上げ、活動での留意点を覚えておくことや注意を集中させ続けることが困難さ（不注意）に対しては、運動前に短い言葉（合言葉や口伴奏）を復唱させてから行うようにする、などの指導のポイントを紹介した。

③ 教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する学校種・教科ごとの教員養成プログラムの開発

小学校では、学級担任制が基本であり、教員は学級に在籍する児童に対して、学校生活全般を観察し、全ての教科等を指導することから、発達障害の可能性のある児童の学習面や生活面での困難さを総合的に把握することが可能であり、また、特定の教科において効果あげた指導方法を他教科にも応用することも比較的容易である。

その反面、教科担任制を採る中学校と異なり、特定の教科の教材研究に集中することは困難であり、特に各学年1学級編成の小規模校等においては、同学年の指導内容や指導方法について他の教員に相談することができない場合も多い。こうしたことから、小学校においては、一人の教員が、全ての教科等の教材研究や指導計画作成、授業実践を行うことを前提に、全ての教科等の指導方法の手掛かりを効率的に収集することが肝要である。

また、小学校では、全ての教科等を指導するが故に、教員が、各教科等の特性の違いに戸惑うことが多いことも指摘されている。こうしたことから、発達障害の可能性のある児童に対する指導についても、教科間で共通性のある指導法を示したり、当該教科の特性を丁寧にわかりやすく示したりすることが肝要である。

小学校教員の養成課程においては、こうした点にも十分に留意して、教科の学習上のつまづくポイントに対する指導を教授していく必要がある。

中学校では、教科担任制が基本であり、当該教科の教材研究や指導計画作成、授業実践を行うことを通して、教科の単元・各回の指導内容や学習活動に応じた、きめ細かな指導方法を検討することは、全ての教科等を指導する小学校と比べて、実現可能性がより高い。

その反面、生徒の学校生活全般を観察したり、他教科での学習状況を把握したりすることが困難で、発達障害の可能性のある生徒の学習面や生活面での困難さに気付くことが難しいことも指摘されている。

また、生徒の中には、小学校在籍時には受けていた「通級による指導」を中学校入学後に止めて、発達障害の状況を把握することが困難になってしまう生徒や、自信を喪失し、不登校などの二次的な問題を抱える生徒など、多岐で複雑なケースもみられる。

こうしたことから、中学校では、発達障害の可能性のある生徒について、小学校在籍時の指導・支援の記録を引き継いだり、他教科等の学習状況や効果的な指導・支援を共有したりすることが肝要である。

中学校教員の養成課程においては、こうした点にも十分に留意して、教科の学習上のつまづくポイントに対する指導を教授していく必要がある。

④ 研究成果の普及

ア 成果報告会の開催

『通常学級における学習上の困難さに着目した教科指導のあり方～発達障害の可能性のある児童生徒等に学ぶ～』

日時／平成31年2月21日（木）13：30～15：00（13：00より受付開始）

会場／愛知教育大学 本部棟3階 第一会議室

対象／本学の教職員・学生、小・中学校の教諭・教頭・校長、教育委員会指導主事

[参加者125名]

プログラム／

講演「発達障害の可能性のある子供たちとともに学ぶ」

東北福祉大学 教育学部教育学科 樋口 一宗 教授

事業の経過報告

全体説明 教職キャリアセンター教科教育研究部門代表

数学教育講座 山田 篤史 教授

社会科の例

社会教育講座 真島 聖子 准教授

イ パンフレット教材の配付

本事業で開発した教授法については、パンフレット教材に収録し、「教科指導法に関する科目」における学生向けのテキストとして作成・配布したが、併せて、小・中学校の学校現場での実際の指導の参考として活用したり、教育センター等が実施する現職教員を対象とした研修会等で活用したりできるよう、県・市町村教育委員会及び県内の全小・中学校に送付した。

5. 今後の課題と対応

① 効果的な指導に関する教授法の開発

次年度は、教材（パンフレット）を活用した教授法を『教科教育法科目』の授業の中で実践し、授業アンケート等による学生の反応等を踏まえ、教授法を検証・改善する。

また、デジタル教材を活用した指導も取り入れた、効果的な指導方法を工夫できる実践力の育成に焦点を当てた教授法を引き続き開発・検討を行う。特に、研究1年目に行った、デジタル教材の機能整理を踏まえ、次年度は、学習障害の可能性のある児童生徒に対する指導実践や効果的な指導方法等について広く情報を収集し、DAISY教材やこれらを活用するためのDAISYリーダー等の教材・教具について更に深く研究し、タブレット端末等を活用した効果的な指導に関する教授法の開発を検討していくことにする。

② 教科の学習上のつまずくポイントに対する指導に関する教授法に係る教材・教具の開発

前年度作成した教材及びそれらを活用した授業の検証、更には、①についての次年度の研究成果の蓄積を踏まえて、大学教員、教員養成課程の学生及び小・中学校の教員にも使い勝手の良いものとなるよう、学習上の困難さの例の精査、指導事例の追加等を施すなどして、教材（パンフレット）の改善・充実を図る。

③ 教科の学習上のつまずくポイントに対する指導に関する学校種・教科ごとの教員養成プログラムの開発

次年度は、本事業の研究の中心である『教科指導法に関する科目』（２年次、３年次）における教授法開発を本格的に実施する。また、『教科指導法に関する科目』における指導と、共通科目『特別支援教育基礎』（１年次必修）、『発達障害のある児童生徒理解基礎』（２年次必修）、『学校サポート活動科目』（１年次、２年次必修）並びに『教育実地研究』との連携強化を図るなど、発達障害の可能性のある児童生徒の指導に関する４年間の系統的な教員養成プログラムの開発を検討していくことにする。

その際、教科ごとのプログラム開発もさることながら、１年目の留意点（４．（３）③で前述）を踏まえて、小学校及び中学校の学校種の違いを加味したプログラム開発を検討していくことにする。

④ 研究成果の普及

２年間の研究によって明らかになった成果や課題を、他大学の教員養成課程、教育委員会や小・中学校の関係者と共有するため、２年目の後半（１２～１月頃を想定）に、成果報告会を開催する予定である。教材の紹介のみならず、教材を活用した教授法や小・中学校の学校現場における活用方法についても紹介する。

６．問い合わせ先

組織名：国立大学法人愛知教育大学

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 担当部署 | 企画課教育企画係 |
| (2) 所在地 | 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1 |
| (3) 電話番号 | 0566-26-2717 |
| (4) FAX 番号 | 0566-95-0035 |
| (5) メールアドレス | kyoiku-kikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp |